

## 福島県農業機械整備施設認定要領

### 第1 目的

この要領は、近年の高性能、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械への需要の増加を考慮して、これらの農業機械整備施設（以下「整備施設」という。）の拡充強化を図ることにより、その有効利用と適正な流通の促進に資するため、整備施設的能力別認定に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 整備施設の認定申請

整備施設の認定を受けようとする農業機械整備事業者（以下「申請者」という。）は、整備施設ごとに農業機械整備施設認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に全国農業協同組合連合会福島県本部または福島県農業機械商業協同組合（以下「所属団体」という。）の長の意見書（様式第2号）を添えて、所属団体を通じ知事に申請するものとする。

### 第3 申請の資格

申請者は、県内に申請に係る整備施設を有する者とする。

### 第4 整備施設の認定

知事は、第2の申請があったときは、国が定めた農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け農政第2258号農林事務次官依命通達。以下「設置基準」という。）に基づき整備施設の審査を行うとともに、必要に応じて現地実態調査を実施し、設置基準に適合すると認めるときはこれを認定して申請者に対し農業機械整備施設認定書（様式第3号。以下「認定書」という。）を所属団体を經由して交付するものとし、これを認定しないときは理由を付してその旨を申請者に対し所属団体を經由して通知するものとする。

なお、設置基準に適合しているか否かの判定に際し、屋内作業場のうち現車整備及び分解品整備に必要な面積並びに車両置場面積については、設置基準に規定されている分類別面積の20%減のものまで適合するものとする。

### 第5 認定の内容

認定にあたっては、設置基準の分類ごとの認定番号を付するものとし、認定番号に付する略称は小型施設については「小型」、中型施設については「中型」、大型施設については「大型」とする。

### 第6 認定書及び標識の掲示

第4の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定書を屋内の見やすいところに掲示するとともに、その旨の標識（様式第4号）を作成し掲示することができる。

### 第7 農業機械整備点検済証の貼付

認定事業者は、乗用トラクター、自脱型コンバイン及び乗用田植機を整備点検したときは、農業機械整備点検済証（様式第5号）を作成し当該機種に貼付することができる。

なお、農業機械整備点検済証を貼付した農業機械については、3か月または1シーズン保証するものとする。

### 第8 農業機械整備点検済証の管理

- 1 認定事業者は、その年度の農業機械整備点検済証の使用状況を農業機械整備点検済証貼付記録簿（様式第6号）に記入するものとし、翌年度の4月末日までに所属団体に提出するものとする。
- 2 所属団体は、提出を受けた農業機械整備点検済証貼付記録簿を取りまとめ、毎年5月末日までに福島県農業担い手課に提出するものとする。

#### 第9 認定内容変更の届出

認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに農業機械整備施設改廃等届出書（様式第7号。以下「届出書」という。）を所属団体を通じ知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名（名称及び代表者の氏名）を変更したとき
- (2) 合併をしたとき
- (3) 整備施設の設置場所を変更したとき
- (4) 整備施設を改廃又は譲渡したとき
- (5) 整備施設の内容が設置基準に適合しないものとなったとき

#### 第10 届出書の審査

知事は、第9の届出があったときは、その内容について審査を行うとともに、必要に応じて現地実態調査を実施し、その結果すでに交付した認定書の記載内容を変更する必要があると認めるときは、認定事業者に対し農業機械整備施設認定書（変更）（様式第8号）を所属団体を經由して交付するものとし、認定を取り消すときは理由を付してその旨を認定事業者に対し所属団体を經由して通知するものとする。

#### 第11 調査

- 1 知事は、認定事業者の整備施設の施設内容等について、認定を受けた日から5年ごとに調査を行うものとする。
- 2 知事は、必要があると認める場合には、認定事業者の整備施設の施設内容等について調査を行うものとする。
- 3 知事は、調査の結果、設置基準に適合していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善を指示するものとする。

#### 第12 認定の取り消し

知事は、認定事業者が第11の指示に従わないときは、その認定を取り消すものとする。

#### 第13 認定書の返還

第10及び第12により認定が取り消された事業者は、速やかに認定書を知事に返還するものとする。

#### 第14 指導

知事は、第4の認定を受けない者、第10及び第12により認定を取り消された者又は整備事業を廃止した者が第4の認定書、第6の標識又はこれに類似するものを掲げないように関係団体等を指導するものとする。

#### 第15 所属団体に属しない事業者の取り扱い

所属団体に属しない事業者は、第2、第4、第8、第9及び第10の規定にかかわらず、所属団体の経由は要しないものとする。

## 第 16 認定審査等の事務

第 4 の整備施設の認定、第 10 の届出書の審査、第 11 の調査、その他農業機械整備施設の認定に関し必要な事務は、農業担い手課において処理するものとし、必要に応じて農業総合センター企画経営部及び農業総合センター農業短期大学の協力を得るものとする。

## 第 17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 57 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 9 月 9 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 27 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 7 月 2 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 7 月 1 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 8 月 31 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 11 月 17 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 26 日一部改正、施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日一部改正、施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日一部改正、施行する。
- 2 改正前の福島県農業機械整備施設認定要領（以下「旧要領」という。）第 2 及び第 10 により交付された認定書及び農業機械整備施設認定書（変更）は、改正後の福島県農業機械整備施設認定要領（以下「新要領」という。）第 4 及び第 10 により交付された認定書及び農業機械整備施設認定書（変更）とみなす。
- 3 この要領の施行日において、旧要領に基づき認定された整備施設のうち認定後 5 年を経過していないものは、新要領第 11 の 1 の調査により設置基準に適合しているものと認められたときは、新要領第 4 の認定書を交付するものとする。
- 4 この要領の施行日において、旧要領に基づき認定された整備施設のうち認定後 5 年を経過しているものは、認定期間を従前のとおり認定した日から 10 年間とする。
- 5 福島県農業機械整備施設認定要領の運用について（昭和 57 年 10 月 8 日制定）は廃止する。
- 6 福島県農業機械化協会整備点検済証の取扱要領は廃止する。